

平成 28 年 9 月 17 日

## 第 7 回全日本女子ユース(U-15)フットサル大会 関東大会 実施要項

- 1.大会名称 第 7 回全日本女子ユース(U-15)フットサル大会 関東大会
- 2.主催 (一社)関東サッカー協会
- 3.主管 (公財)東京都サッカー協会
- 4.期日・会場 平成 28 年 10 月 29 日(土) エスフォルタアリーナ八王子(サブアリーナ) (八王子市 狭間町1453-1)  
11 月 26 日(土) 小金井市総合体育館 (小金井市関野町 1-13-1 小金井公園内)
- 5.参加チーム数 参加チームは、関東各都県より選出された 8 チーム (1 都 7 県各 1 チーム)とする。  
ただし、8 チームに満たない場合は、大会登録チーム数の多い都県から順次補充することとする。
- 6.参加資格 (1) 参加チームは、以下の通りとする。
- フットサルチームの場合
    - 公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」とする。)に「フットサル 3 種」または、「フットサル 4 種」の種別で加盟登録したチームであること。一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。本協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
    - 前項のチームに所属する 2001 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。女子に限る。
    - 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。但し、ピッチ上にいる選手が 2 名を超えてはならない
    - 主体となるチームの選手数が 12 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条件により認める。
      - 主体となるチーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
      - 合同するチームの選手は、2001 年 4 月 2 日以降に生まれた女子選手で、本協会に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。サッカーチームに所属する選手の合同も認める。
      - 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
      - 合同チームとしての参加を当該都道府県サッカー協会フットサル委員長が別途了承すること。
      - 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。
  - サッカーチームの場合
    - 日本協会に「3 種」、「4 種」または「女子」の種別で加盟登録したチームであること。一つの加盟登録チームから、複数のチームで参加できる。日本協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
    - 前項のチームに所属する 2001 年 4 月 2 日以降に生まれた選手であること。女子に限る。
    - 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。但し、ピッチ上にいる選手が 2 名を超えてはならない。
    - 主体となるチームの選手数が 12 名未満の場合、複数チームによる「合同チーム」の大会参加を、以下の条

件により認める。

- I. 主体となるチーム及びその選手は、それぞれ上記①、②を満たしていること。
  - II. 合同するチームの選手は、2001年4月2日以降に生まれた女子選手で、本協会に登録されていること。なお、選手が所属するチームの種別・種別区分は問わない。フットサルチームに所属する選手の合同も認める。
  - III. 極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。
  - IV. 合同チームとしての参加を当該都道府県サッカー協会フットサル委員長が別途了承すること。
  - V. 大会参加申込の手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、主体となるチームが行う。
3. チーム代表者は、20歳以上であり、当事者能力があること。
  4. 年齢は、15歳未満であること。但し、中学校在学中の選手はこの年齢制限を適用しない。
  5. 1チームあたり5～20名とし、過半数が所属都県に在住・在学のいずれかであること。
  6. 選手および役員は複数のチームに登録し、出場することはできない。また、当大会の予選会が実施される場合、予選会より当大会までを一つの大会とし、同一選手および役員が複数チームで参加することは認めない。また、その予選会で敗退した場合、その他のチームに再度登録し、当大会に出場することはできない。

**7. 競技規則** (1) 当該年度日本協会制定のフットサル競技規則による。尚、試合時間については競技形式2項による。

(2) 第3種以下のフットサル競技会のため、次の規則を適用する。

第8条 プレーの開始および再開

キックオフから直接得点することはできない。

第11条 ファウルと不正行為

ゴールキーパーが手で投げた後、または足で蹴った(バントキック、ドロップキック)後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェーラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。間接フリーキックは、ハーフウェーライン上の任意の地点から行われる。

第16条 ゴールクリアランス

ゴールクリアランスされた後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェーラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。間接フリーキックは、ハーフウェーライン上の任意の地点から行われる。

**8. 競技形式** (1) 出場8チームによるノックアウト方式により優勝チームを決定する。

(2) 試合時間は、以下の通りとする。

16分(8分ハーフ)プレーイングタイム(ハーフタイムのインターバル5分)とする。時間内に決着がつかず同点の場合、延長戦は行わず、ペナルティーキック(PK)方式により勝利チームを決定する。

(3) ベンチに着席できる人数は、フットサル大会登録票により当大会に予め登録されており、試合開始前に提出のメンバー提出用紙に記載されている交代選手7名、役員3名の合計10名を上限とする。

(4) ピッチサイズは、以下の通りとする。

① 準々決勝：長さ32m×幅18m

② 準決勝～決勝：長さ36m×幅18m

(5) 試合球は、(株)モルテン・フットサルボールを使用する。

**9. 組合せ** 当大会の組合せは、関東サッカー協会フットサル委員会において抽選により決定する。

- 10. 懲罰** (1) 当大会規律・フェアプレー委員会を設置し、日本協会「懲罰基準」に則り規律問題について処理する。  
 (2) 当大会において退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については当大会規律・フェアプレー委員会において決定する。  
 (3) 当大会期間中、警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。
- 11. 参加申込** (1) 1チームあたりの登録人数は、選手 20 名、役員 4 名を上限とする。  
 (2) 都県大会からの選手変更は、指定期日までに 3 名を上限に認められる。その場合、前述の参加資格を満たし、かつ当大会(都県大会を含む)において他チームとして出場していないことを条件とする。  
 (3) 指定期日までに事務諸手続き(参加申込用紙・フットサル大会登録票写等の書類提出、参加費納入)を完了しなければならない。手続き内容については、別途通知する。  
 (4) 受領完了した書類記載内容(選手追加/変更、背番号、ユニフォーム等)の変更は認めない。
- 12. 選手証** 各チームの登録選手は、日本協会発行の電子登録証の写し(写真が登録されたもの)または選手証(写真が貼付されたもの)を、試合会場に持参すること。登録証が確認できない場合は、試合に出場できない。
- 13. 参加費** 25,000 円
- 14. 代表者会議** 参加チーム代表者 1 名は、代表者会議に出席しなければならない。日時、場所等については別途通知する。
- 15. 用具** (1) ユニフォームについては、日本協会「ユニフォーム規程」に則る。但し、当大会においては、以下の通りとする。  
 ① ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)は、フィールドプレーヤー・ゴールキーパーとも正のほかにも、副として正と異なる色彩のユニフォームを参加申込書に記載し、必ず競技場に携行すること。但し、選手全員が携行及び着用するユニフォームは、正副ともフィールドプレーヤー・ゴールキーパーのそれぞれすべてが同色・同デザインのものとする。  
 ② ユニフォームのシャツの色彩は、審判員が着用する黒又は同系色(紺など)を用いることはできない。尚、ショーツ・ソックスについては、この限りではない。  
 ③ 選手番号は、1 から 99 までの整数とし、0 は認めない。1 番はゴールキーパーが付けることとする。また、参加申込書に記載され、明確に判別しうる選手固有の番号をシャツ前面・背面に付けること。(ショーツにも番号をつけることが望ましい)  
 ④ シャツやショーツの下にアンダーシャツやアンダーショーツを外に露出して着用する場合は、その主たる色はシャツやショーツの主たる色と同色でなければならない。(同系色は認められない)  
 ⑤ 競技開始後、フィールドプレーヤーがゴールキーパーとしてプレーする場合のユニフォームは、以下の通りとする。  
 -1. ゴールキーパーのユニフォームシャツと同色・同デザインであることを基本とする。(ショーツ・ストッキングについてはゴールキーパーと同様でなくてもよい)  
 -2. 競技者が着用するユニフォームにはその競技者自身の背番号を付けなければならない。尚、ケガや退場処分等の突発的な諸事情により、交代要員のゴールキーパーが不在でかつ準備が整っていない場合、主審の判断により、ゴールキーパーのユニフォームを前述以外のユニフォームにより代用することができる。  
 ⑥ ユニフォーム広告(規格外のユニフォームメーカーロゴマークを含む)表示については、日本協会「ユニフォーム規程」に基づき承認を得ている場合に限り認める。尚、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームの負担とする。  
 ⑦ その他、ユニフォームに関する事項については、日本協会のユニフォーム規程(2016 年 4 月 1 日施行)に則

る。ただし、今回の規程で追加・変更となった内容のうち、以下は 2019 年 3 月 31 日まで旧規程による運用を許容する。

第 5 条〔ユニフォームへの表示〕※該当のみ抜粋

- ・GK グローブ・キャップへのチーム識別標章・選手番号・選手名の表示
- ・両肩・両脇・両袖口・両腰脇・両裾に表示できる製造メーカーロゴマークの幅  
(10cm から 8cm に変更)
- ・同一の製造メーカーロゴを帯状に配置する場合のロゴマーク間の距離

- (2) シューズは、キャンバスまたは柔らかい皮革製で、靴底がゴムまたは類似の素材のトレーニングシューズまたは体育館用シューズタイプのみが許される。尚、靴底の接地面は白色またはアメ色とする。
- (3) 参加チームは、ユニフォームシャツと異なる 2 色のビブスを準備・携行しなければならない。また、プレー中の競技者と明確に判別するため、競技中に交代要員はビブスを着用しなければならない。

**16.表彰** 優勝・第 2 位・第 3 位に表彰状を授与する。

**17.出場権** 上位 1 チームは全国大会に出場する義務と権利を有する。

**18.傷害補償** 参加チームの責任において、出場選手は傷害保険に必ず加入しなければならない。怪我などの事故が発生した場合、主催者は一切の責任を負わない。

- 19.その他** (1) 大会運営・競技進行を円滑にするため、参加チームは別紙「大会参加の注意事項」を遵守しなければならない。
- (2) 本要項に定められていない事項については、関東サッカー協会フットサル委員会において協議の上決定する。

大会に関する連絡及び提出先	第 7 回全日本女子ユース(U-15)フットサル大会 関東大会 事務局 (公財)東京都サッカー協会 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-10-15 JFAハウス6F TEL 03-6801-8001 FAX 03-5800-5525 Eメール info_01@tokyofa.or.jp
---------------	---